

第158回  
奈良県  
都市計画  
審議会  
報告事項

大和都市計画区域の市街化調整区域における  
容積率等の変更について

大和都市計画区域の市街化調整区域における  
容積率等の変更（奈良県指定）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）の規定に基づき、大和都市計画区域のうち、奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く市街化調整区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のとおり定める。

法第52条第1項第6号の規定に基づく数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値 (建ぺい率)	法別表第3(に)欄の5の項の規定に基づく数値 (道路斜線勾配)	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値 (隣地斜線勾配)	面積
10分の8	10分の3	1.25	1.25	約 3,734.9 ha
10分の8	10分の4	1.25	1.25	約 19.4 ha
10分の8	10分の5	1.25	1.25	約 2,796.5 ha
10分の10	10分の4	1.25	1.25	約 1,154.7 ha
10分の10	10分の6	1.25	1.25	約 11.1 ha
10分の20	10分の6	1.25	1.25	約 18,656.65ha
10分の20	10分の7	1.25	1.25	約 118.2 ha
10分の20	10分の7	1.5	1.25	約 608.3 ha
10分の40	10分の7	1.5	2.5	約 35,865.25ha
区域は計画図表示のとおり				合計 約 62,965.0 ha

理由

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定に伴い、当該区域（葛城市：19.7ha）における容積率を10分の40から10分の20に、建ぺい率を10分の7から10分の6に、道路斜線勾配を1.5から1.25に、隣地斜線勾配2.5を1.25にそれぞれ変更した。

告示日 平成27年12月15日

【 葛城市の変更内容 】

	変更前	変更後
容積率400%、建ぺい率70%、 道路斜線勾配1.5、隣地斜線勾配2.5	1092.9ha	1073.2ha (-19.7)
容積率200%、建ぺい率60%、 道路斜線勾配1.25、隣地斜線勾配1.25	1797.8ha	1817.5ha (+19.7)

変更区域は変更区域図のとおり

# 位置図



区域指定番号	
容積率	建ぺい率
道路斜線	隣地斜線

香 芝 市

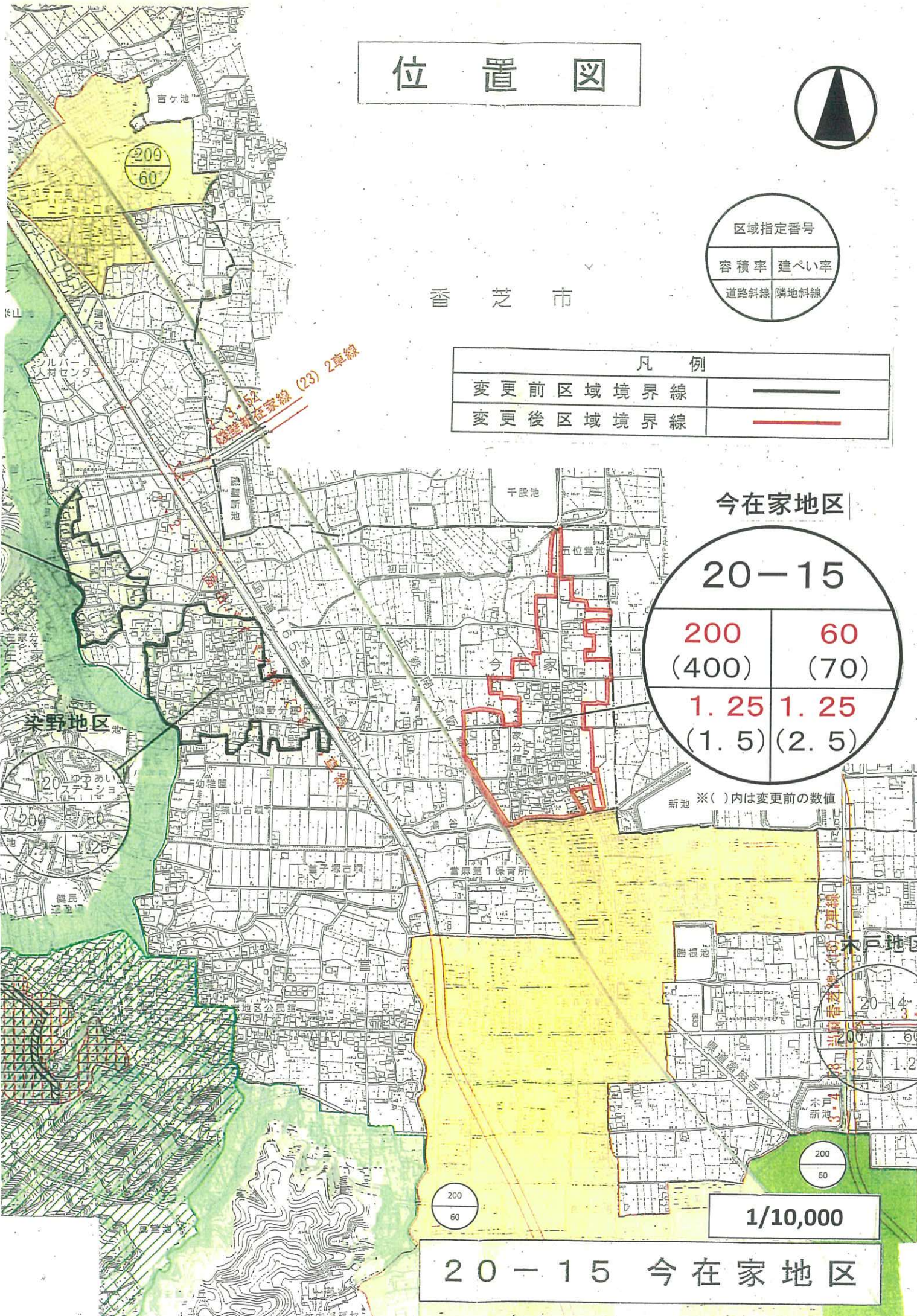
凡 例	
変更前区域境界線	—
変更後区域境界線	—

今在家地区

20-15

200 (400)	60 (70)
1.25 (1.5)	1.25 (2.5)

※( )内は変更前の数値



200
60

1/10,000

20-15 今在家地区

# 詳細図



## 20-15 今在家地区

葛城市	1
20-15	
凡例	
変更前区域境界線	—
変更後区域境界線	—

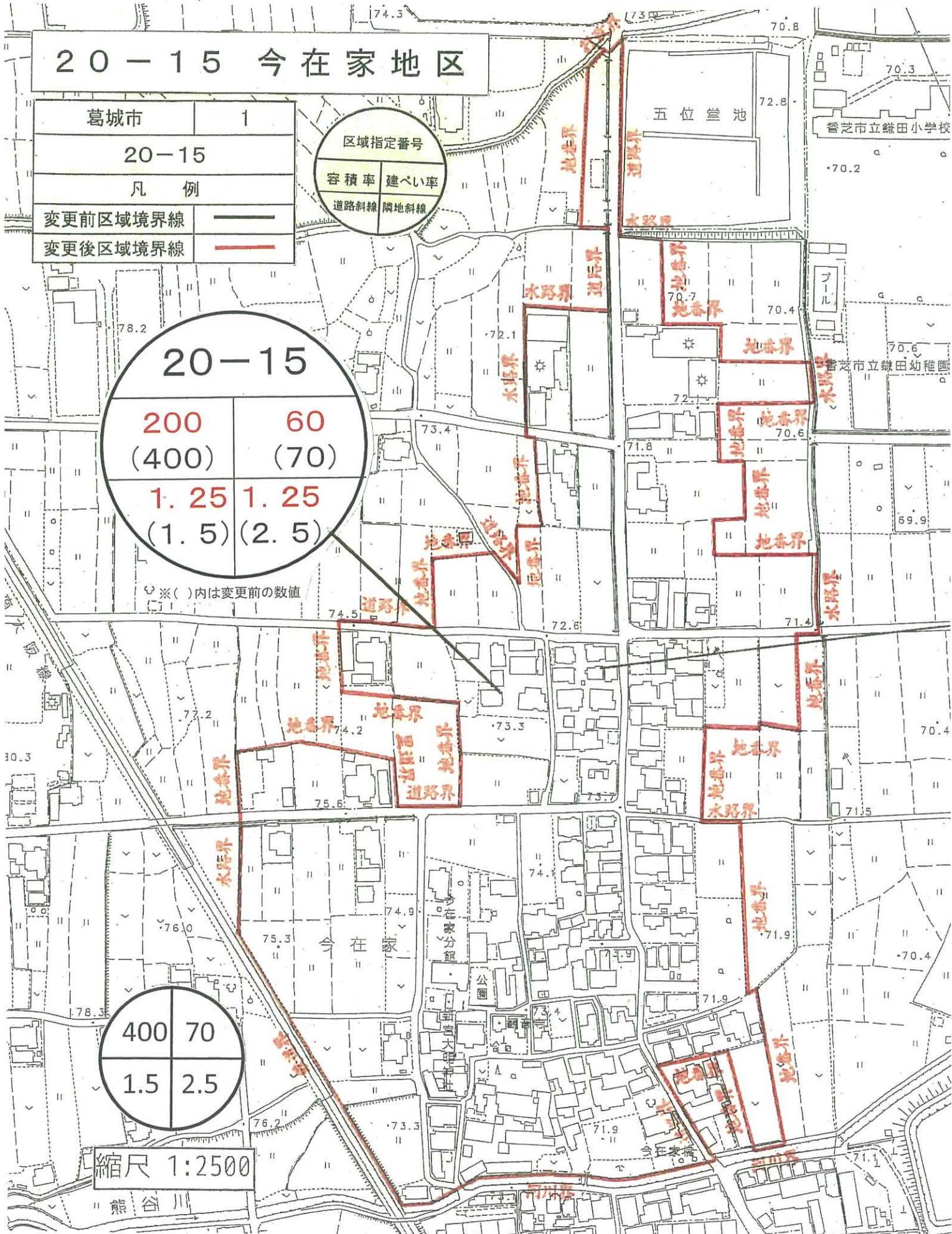
区域指定番号	
容積率	建ぺい率
道路斜線	隣地斜線

20-15	
200	60
(400)	(70)
1.25	1.25
(1.5)	(2.5)

※( )内は変更前の数値

400	70
1.5	2.5

縮尺 1:2500



# 位置図



凡例	
変更前区域境界線	——
変更後区域境界線	——

区域指定番号	
容積率	建ぺい率
道路斜線	隣地斜線

大畑地区

20-16

200 (400)	60 (70)
1.25 (1.5)	1.25 (2.5)

※( )内は変更前の数値

中戸地区

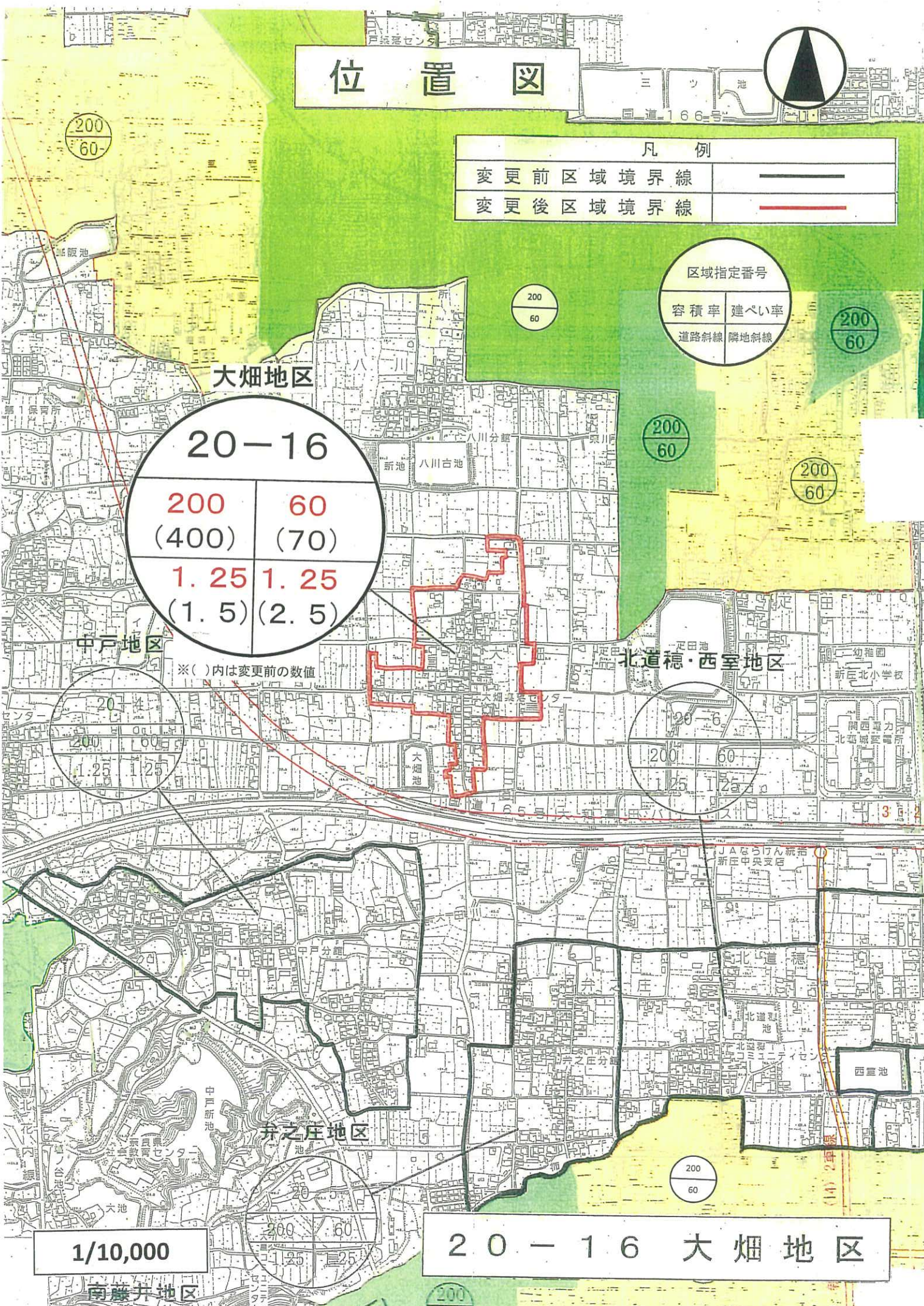
北道穂・西室地区

弁之庄地区

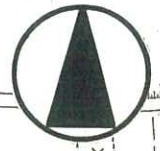
1/10,000

20-16 大畑地区

南藤井地区



# 詳細図



## 20-16 大畑地区

葛城市	2
20-16	
凡例	
変更前区域境界線	
変更後区域境界線	

区域指定番号	
容積率	建ぺい率
道路斜線	隣地斜線

20-16	
200 (400)	60 (70)
1.25 (1.5)	1.25 (2.5)

※( )内は変更前の数値

400	70
1.5	2.5

縮尺 1:2500

